

補助金監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項および松川町監査基準第 14 条第 4 号の規定により、平成 27 年度補助金監査を執行したが、その結果は下記のとおりです。

記

1. 監査実施年月日 平成 28 年 2 月 16 日の 1 日
2. 監査執行者 松川町監査委員 佐々木光男
松川町監査委員 米山 由子
3. 実施場所 松川町役場監査室
4. 監査対象 (1) 松川町除排雪支援金交付事業
(2) 松川町食品衛生協会事業補助金
(3) 果樹品種更新対策事業補助金
(4) 教育研究事業補助金
(5) まつかわ大学運営補助事業補助金
5. 監査実施の方法 監査委員が予め 5 つの事業を選択し、監査を実施した。
6. 監査結果の概要 (1) 松川町除排雪支援金交付事業
住民自治の一助的な意味合いを持っている事業であるが、活用に偏りが見られると思われるので周知徹底を図っていただきたい
(2) 松川町食品衛生協会事業補助金
交付決定後 100% 概算払いで交付しているようだが、資金の収支状況により 100% の概算払いが必要かどうかの判断も必要かと思う
(3) 果樹品種更新対策事業
補助対象経費等の補助基準を明確にするため、交付要綱の整備を進められたい
(4) 教育研究事業補助金
補助金交付団体から支出された報酬に対する源泉税については、研究、検討されたい
(5) まつかわ大学運営補助金
補助金交付団体から主出された報酬に対する源泉税については研究、検討されたい、

7. 意見・指導

・監査実施日において、各現場の担当課ごとに意見・指導を行った。

意見・指導事項の内容、詳細については監査事務局で保管しており、閲覧することができる。

平成 28 年 2 月 18 日

松川町監査委員 佐々木光男
松川町監査委員 米山 由子